

大阪狭山市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年(2018年)3月26日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
徳村賢

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
平成30年(2018年)3月5日
- 3 監査結果に関する報告及び監査の対象等
平成30年(2018年)1月23日付け大狭監第2007号 定期監査結果に関する報告
消防本部
教育部歴史文化グループ
こども政策部子育て支援グループ
- 4 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおりに



大 狭 法 第 7 号
平成30年(2018年)3月2日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様
徳 村 賢 様

大阪狭山市長 古 川 照



定期監査の結果に基づく措置の状況について（通知）

平成30年1月23日付け大狭監第2007号による定期監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

・定期監査指摘事項等に対する措置状況

【消防本部】

- 1 契約に係る事務処理において、実施伺の起案書に設計書等を添付することを徹底し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。
- 2 契約に係る事務処理において、設計額（見積額）等が記載されている起案書の場合には情報公開条例第6条第5号の部分開示の取扱いとすることを徹底するなど、情報公開条例に基づく開示・非開示の取扱いを順守し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。
- 3 契約に係る事務処理において、予定価格調書に記載の予定価格及び入札書等比較価格を設計金額と同額とすることを徹底し、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

【教育部歴史文化グループ】

契約に係る事務処理において、非開示情報が含まれない起案書は開示区分を開示とするなど、情報公開条例に基づく開示・非開示の取扱いを順守するとともに、契約締結の起案書に必要な予定価格調書を添付することを徹底するなど、今後は適正な事務処理に努めてまいります。

【こども政策部子育て支援グループ】

契約に係る事務処理において、今後は予定価格の算出根拠を明らかにすることにより、適正な事務処理に努めてまいります。